

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局総務部総務課（06-4393-6028）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	消防手数料の減免
概 要	市長は、特別の事由があると認めるとき、国又は地方公共団体から申請があったときその他消防長が特別の事由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市消防手数料条例（第11条）</li> <li>・大阪市消防手数料条例施行規則（第6条） （<a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>）</li> </ul>
審査基準	<p>&lt;手数料の免除&gt;</p> <p>○次に該当するものについては、手数料を免除します。</p> <p>(1) り災による生活困窮者として、現住地の区長若しくは民生委員の証明書の添付のあるもの又は請求書に生活困窮の事実若しくはこれに準ずる状態にあるという現住地の区長若しくは民生委員の奥書認印のあるもの</p> <p>(2) 母子手帳、健康保険証等生活必需品用手帳及び証書でり災による再発行申請に添付する証明書</p> <p>(3) 法務局が保管する不動産台帳から、り災建物等を抹消するための申請に添付する証明書</p> <p>(4) その他消防長が必要と認めるもの</p>
標準処理期間	1～7日
経由日数	1～4日
提出先	各消防署又は消防局総務部総務課
提出時期	随時
提出方法	上記審査基準に掲げる証明書等を持参の上、上記提出先に申請してください。
手数料	不要
相談窓口	各消防署又は消防局総務部総務課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	